

報告 1

三次市教育政策研究チームの設置に関する要綱の制定について

三次市教育政策研究チームの設置要綱を制定したため、別紙のとおり報告します。

令和6年11月12日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会告示第27号

三次市教育政策研究チーム設置要綱を次のように定める。

令和6年11月11日

三次市教育委員会

教育長 迫田隆範

三次市教育政策研究チーム設置要綱

(設置)

第1条 市の教育施策に関する総合的な調査研究及び「みよし学びの共創プラン」(以下「プラン」という。)の効果的な推進を図るため、三次市教育政策研究チーム(以下「研究チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究チームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の教育施策に関する総合的な調査研究
- (2) プランの実現に向けた調査、分析及び検証

(組織)

第3条 研究チームは、チーム長、副チーム長、チーム主任及びチーム員をもって組織する。

- 2 チーム長は教育部次長をもって充て、副チーム長は教育企画課長を、チーム主任は学校教育課長及び社会教育課長を、チーム員は教育企画課、学校教育課及び社会教育課の職員とする。
- 3 教育部長は、調査研究等が円滑に行われるよう、研究チームに対し、指導及

び助言を行うものとする。

(職務)

第4条 チーム長は、教育長の命を受け、研究チームの調査研究等を統括し、指揮監督する。

2 副チーム長は、チーム長の命を受け、チーム長を補佐し、研究チームの事務を統括する。

3 チーム主任は、チーム長の指定する調査研究等を行うとともに、その管理を行う。

4 チーム員は、チーム長の指定する調査研究等を行う。

(アドバイザー)

第5条 研究チームは、三次市教育スーパーアドバイザー設置要綱（平成17年三次市教育委員会告示第15号）により委嘱された三次市教育スーパーアドバイザーに調査研究等に係る個別課題について指導助言を求めることができる。

(庶務)

第6条 研究チームの庶務は、教育企画課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、研究チームに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年11月11日から施行する。